

広島市告示第324号
令和8年6月19日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和8年6月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設的方式
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別 紙)

区 分	下 水 を 排 除 す る 区 域		排 水 施 設 の 方 式
	区 名	町 名	
汚水を排除	安佐南区	東野三丁目及び伴東七丁目の各一部	分流
	安佐北区	亀山南二丁目の一部	
	佐伯区	湯来町大字白砂、湯来町大字伏谷、五日市町大字石内及び坪井一丁目の各一部	

広島市告示第 3 2 5 号
令和 8 年 6 月 1 9 日

公共下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 9 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 下水の処理を開始する年月日
令和 8 年 6 月 2 0 日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称
別紙のとおり。

(別 紙)

下 水 を 処 理 す る 区 域		終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	
安佐南区	東野三丁目及び伴東七丁目の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	亀山南二丁目の一部	
佐伯区	湯来町大字白砂、湯来町大字伏谷、五日市町大字石内及び坪井一丁目の各一部	

広島市告示第326号
令和8年6月19日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例（昭和47年広島市条例第96号）第21条第2項の規定により告示します。
なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

- 1 供用を開始する年月日
令和8年6月20日

- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安芸区阿戸町の一部	阿戸農業集落排水処理施設